

新型コロナウイルス感染症の影響による下水道使用料の支払猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少等の事情により、下水道使用料の支払いを期限までに行うことが困難な方につきましては、支払いの猶予について御相談に応じますので、中新川広域行政事務組合下水道課へお問い合わせください。

また、水道料金に関しても各役場（舟橋村・上市町・立山町）で対応しておりますので、先に各役場に御相談された場合は、各役場から当組合にお伝えしていただくこととなっております。

同じく、先に当組合に御相談された場合は、当組合から各役場にお伝えします。

（支払いの猶予であり、減免ではありませんので御了承ください。）

水道料金・下水道使用料の支払猶予に関する問合せ先

中新川広域行政事務組合 下水道課 電話: 076-464-1315

舟橋村役場 生活環境課 電話: 076-464-1121

上市町役場 建設課 上下水道班 電話: 076-472-4646

立山町役場 水道課 水道管理係 電話: 076-462-9959